

令和5年2月27日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和5年2月27日(月)

午前10時開会

午後2時56分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、
川上 洋一 委員、濱田 洋一 委員、仮屋園 一 徳 委員、
濱之上 大成 委員、岩崎 健二 委員

5 欠席委員

濱崎 國治 委員、木下 孝行 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、庶務係長 野 中 義 昭

7 説明員

総務課	課長	中野貴文君
	参事	児玉秀則君
	課長補佐兼職員係	長 寺地克己君
	秘書広報係	長 榎柑幸一郎君
	情報管理係	長 白肌隆一君
	消防係	長 桐原武君
財政課	課長	長 小中茂信君
	課長補佐兼財政係	長 新町勝利君
	主幹兼管財係長兼財産活用推進係	長 上脇栄子君
企画調整課	課長	長 福島浩君
	課長補佐兼地域振興係	長 尾上覚史君
	企画調整係長兼統計調査係	長 岩下亮一君
市民環境課	課長	長 牧尾浩一君
	課長補佐兼住民年金係	長 中園修君
	主幹兼環境対策係	長 大野勇人君
福祉課	課長	長 佐潟進君
	課長補佐兼福祉係	長 前田敏君
	児童福祉係	長 平田祥子君
健康増進課	課長	長 猿楽浩士君
	課長補佐兼国保係長兼新型コロナワクチン対策係	長 大橋尚子君
	保健予防係	長 篠原千美子君
介護長寿課	課長	長 山元正彦君

		課長補佐兼地域包括支援係	長	尾川	上畑	謙一郎	君	
		介護高齢者支援係	長	宇園	都田	貴子	君	
農政課		課長兼農村環境改善センター所長	長	園田	澤田	克宏	君	(兼)
		課長補佐兼農村振興係	長	下川	原	克陽	君	
		農政管理係	長	川	内	達	君	
		農村環境改善センター管理係	長	牧	内	達	君	
水産林務課		課長	長	大	石	直	君	
		課長補佐兼水産係	長	早	水	英	君	
		林務係	長	所	崎	慎	君	
商工観光課		課長	長	尾	塚	禎	君	
		課長補佐兼商工振興係	長	大	野	裕	君	
		課長補佐兼ふるさと納税推進係	長	大	満	晃	君	
		観光推進係	長	船	蔵	真	君	
都市建設課		課長	長	池	田	英	君	
		課長補佐兼管理係	長	松	下	直	君	
		課長補佐兼建設係	長	小	筋	隆	君	
		課長補佐兼建築住宅係	長	尾	上	国	君	
		維持係	長	花	田	伸	君	
		都市計画係	長	宮	路	隆	君	
		住宅対策係	長	脇	園		君	
議会事務局		局長	長	牟	田	昇	君	
農業委員会事務局		事務局長	長	園	田	豊	君	(兼)
		管理係	長	鍋	藤	雄	君	
選挙管理委員会事務局		事務局長	長	新	塘	浩	君	
		管理係	長	寺	園	勝	君	
教育委員会事務局								
教育総務課		課長	長	石	澤	正	君	(兼)
		課長補佐兼総務係	長	寺	地	英	君	
		管理施設係	長	栗	林	鉄	君	
学校教育課		課長	長	徳	重	忠	君	
		課長補佐兼管理係	長	中	尾	隆	君	
		主幹兼指導係	長	北		和	君	
生涯学習課		課長	長	平	田	寿	君	
		課長補佐兼社会教育係	長	朝	倉	寛	君	
		文化係	長	大	漉	昭	君	
スポーツ推進課		課長	長	大	田	省	君	
		課長補佐兼スポーツ係	長	大	下		君	
		国体係	長	湯	田	矢	君	
学校給食センター		所管	長	石	澤	正	君	(兼)
		管理係	長	中	川	洋	君	

8 会議に付した事件

- (1) 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 議案第2号 令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第4号 令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第1号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）、議案第2号、令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願いいたします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお知らせします。

今回の補正予算には、事業執行後の残金の減額、令和5年度の年度当初から執行が必要な事業の債務負担行為、人事院勧告等に伴う人件費の補正が含まれております。

執行残の減額及び債務負担行為については、例年と同じ取扱いであるものなどは説明を省略することとしております。

また、人件費については、総務課で一括して説明することとしておりますので、あらかじめ御承知おきくださるようお願いします。

それでは、審査に入ります。

○ 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

牟田学委員長

議案第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について、審査に入ります。

〔議会事務局入室〕

牟田学委員長

事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

議案第1号中、議会事務局の所管に関する事項について説明いたします。

一般会計補正予算書（第9号）の8ページをお開きください。

初めに、第3表債務負担行為補正のうち議会事務局所管分は、1行目の議会だより及び市議会会議録印刷製本費の1件で、令和4年度と同じ内容で引き続き行うものであり、3月中に契約を締結するためのものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

31ページをお開きください。1款1項1目議会費1節報酬及び3節職員手当等は、年度途中で離職された議員分を減額するものが主なものであります。8節旅費及び9節交際費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議、要望活動、行事等が中止または縮小されたことにより減額するものです。また、18節負担金、補助及び交付金は、同じく、各種会議等が中止または書面開催となったことにより減額するものです。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、選挙管理委員会入室〕

牟田学委員長

次に議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。
選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

議案第9号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。
初めに、歳出について御説明いたします。

補正予算書の35ページをお開きください。第2款総務費4項4目参議院議員選挙費は、昨年7月10日に執行した参議院議員通常選挙に要した経費が確定したことにより、不用額を減額するものであります。

次に、36ページになりますが、第2款総務費4項7目市長選挙費は、昨年12月18日に執行した阿久根市長選挙に要した経費が確定したことにより、不用額を減額するものであります。
以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

27ページをお開きください。第15款県支出金3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の減額は、参議院議員通常選挙の執行に係る県の委託金が確定したことに伴うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

山田勝委員

ちょっと分からないので聞くんですが、例えば、予算をつくっていますよね。確定しましたということを出しましたけれども、ほとんどマイナスですよ。これはどうなるんですか。県に返すんですか、それとも阿久根市の財源として残るんですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長選挙費につきましては、市のほうに返すことになります。

参議院議員通常選挙の執行残については、県を通じて国に返すことになります。

山田勝委員

分かりました。

それと、この前の市長選挙に4人出たわけだけれども、法定得票数に足りなかった人もいるんですか、いないんですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

4名立候補がありまして、うち1名は得票数に達していませんでした。

山田勝委員

ということで、供託金は没収なんですけど、その供託金は阿久根市に入るんですか。

〔新塘選挙管理委員会事務局長「すいません。もう一度お願いします」と呼ぶ〕

供託金は没収でしょう。だから、阿久根市に供託したんだから、阿久根市に入るんですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

阿久根市の歳入になります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会退室、総務課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、総務課所管の事項について、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第1号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、今回の各会計の補正予算における職員の給与費等の補正につきまして、総務課で一括してその概要を申し上げます。

給与費等の補正の主な内容は、令和4年の人事院勧告に準じ、それぞれの会計の予算の該当科目において所要の補正を行うものであります。

それでは、一般会計の給与費明細を基に御説明申し上げます。一般会計補正予算書の60ページをお開きください。アは、会計年度任用職員以外の職員として、一般職の職員に関する記載であります。令和4年の人事院勧告においては、一般職の国家公務員のうち、若年者の給料月額で4,000円程度引き上げ、勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げる勧告がなされたところでございます。これに準じて、給与費のうち給料につきましては、比較欄に記載のとおり239万6000円、職員手当は562万4000円、共済費は121万9000円をそれぞれ増額し、総額で923万9000円の増額補正を行うものであります。

他の会計につきましても、一般会計と同様の考えで給与費等の補正を行っているところでございます。

それでは、給与費等を除く総務課所管分について御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。第3表は債務負担行為の補正であり、令和5年度当初から事務事業の手続が必要なものについて、令和4年度中に契約等を行うため補正をするものであります。このうち総務課所管分は、上から2行目の顧問弁護士業務委託料から10行目の例規集データ更新等業務委託料までの9件及び9ページの3行目、庁舎平常日清掃業務委託料から10ページ9行目のインターネット議会中継システム利用料までの20件の合計29件でございます。このうち8件が新たに追加した項目であります。うち6件はこれまで導入済みのシステムの更新や機器のリース期間等の満了に伴い、保守業務をさらに継続するものでありますので、今回、新規の事業となる2件について御説明いたします。

8ページ5行目の職場安全管理指導業務委託料は、令和4年度中に職員の公務中の事故やけがが12件と多く発生したことから、専門家による職員への労働安全教育や職場の安全点検等を年間を通じて実施するものでございます。

8行目の政策法務支援システム使用料は、現行の例規執務システムに、全国の自治体の例

規集を確認及び比較ができるシステムを追加導入し、法制事務の効率化や正確性の向上につなげるものでございます。

これらの債務負担行為につきましては、令和4年度中に契約事務等を行い、令和5年度当初から事業を実施するものであります。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。

31ページをお願いいたします。第2款総務費1項1目一般管理費は、1節報酬については、会計年度任用職員のうち募集を行った障害者枠への応募がなかったことからこれを減額し、32ページの9節交際費は、今後執行の見込みがない市長交際費を減額しようとするものであります。

次に、3目広報費は、18節負担金、補助及び交付金で、今年度、10区が実施をしました広報用放送施設デジタル化事業の実績に伴う減額が主なものであります。

次に、34ページをお願いいたします。16目庁舎管理費は、電気料の値上げ等により光熱水費の支払いに不足が見込まれることから増額するものであります。

次に、17目電算管理費は、パソコン購入費の入札執行残を減額しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

27ページにお戻りください。第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の補正額のうち総務課所管分は、59万円の減額であり、歳出で御説明いたしました広報用放送施設デジタル化事業の実績に伴い減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

債務負担行為の説明の中で、新しく入れた項目についての説明の中で、職員の事故の話をされましたが、具体的にどんな事故があるの。

寺地課長補佐兼職員係長

令和4年度中に発生しました公務災害については、12件ということで報告をさせていただいたところであります。このうち、1か月以上の療養を要したものが5名、1か月以下、つまり軽傷で終わった方についてが7名という形になります。

軽傷の具体的なケースにつきましては、ムカデに噛まれた。あとは、老朽化した物干し竿等で手を切ったという形になります。

さらに、今回、一番重症であったケースにつきましては、令和4年8月、昨年8月に道路維持作業班68歳の男性が倒木処理中に、樹木が法面を滑り落ちて、作業員を直撃したところ、骨盤3か所、背骨を3か所骨折するような重傷の労働災害が発生したところであります。

以上が主な経過でございます。

山田勝委員

そういう事故はほとんど、道路作業員とか、現場で起きた作業なんですよ、ムカデに噛まれたとかなんとかというのは。特に庁舎の中でという事故はないわけですね。

寺地課長補佐兼職員係長

委員のおっしゃるとおりでございます。

今回、市長部局からは3件、教育委員会部局から5件発生をしているところです。主に、この労働災害が発生した箇所につきましては、委員が御指摘のとおり、現場で働く作業員の方が多く発生をしているという状況でございます。

寺地課長補佐兼職員係長

申し訳ございません。今、8件の説明をさせていただきました。残り4件が職員による公務災害という形になりますが、職員に関するものについては、今年、鳥インフルエンザで養鶏場の作業に職員が多く入ったところだったんですが、そこから滑り落ちて足の骨を折ったというのが1件ございました。

それ以外の部分については、ほぼ中の作業での事故という形になります。

濱之上大成委員

メンタルヘルス業務委託、507万円なんですけど、現状としてどういう状況ですか。

中野総務課長

メンタルヘルス業務については、職員の精神的な部分も含めての相談業務、それから予防業務、研修業務を行っているところでございます。現在、病気休暇を取得している職員は、現在4名いるところでございます。

山田勝委員

近頃よく耳にするのがね、精神障害かなんか分からんけれども、職場を休む職員が多いとか聞くわけよね。そういうのは事実やっとか事実じゃないのか。原因は何なのかというふうに思いますよ。いかがですか。

中野総務課長

今、山田議員がお尋ねの原因等についてはですけども、個々、千差万別と言えれば非常に無責任な形になりますけども、個人個人が抱えている悩み、課題等については、職場のものもあればあるいは個人的なものもあるというような状況でございます。業務量が多い、それから過重な責任が抱えているというところは、なかなかそこが見えてはこないところなんですけども、職員の個々の状況を聞きますときに、職場の問題ではないんだという職員もいらっしゃいます。それから、やはり非常に業務の遂行上悩んでるというのもあります。割合的にという話にはなりますけども、そこはなかなか難しいところでございます。その状況状況によって変わってくるというのが現実のところでございます。

山田勝委員

それは仕方ないと思いますよ。中野課長みたいに強い意志を持って、強い精神力を持った方なら、どんなことがあってもたくましく生き延びていくけど、そういう人じゃない人もいるんだよな。だから、そういうものについて、いつも以上に、市役所に入っておいと思う場合もあるんですよ。だからそういう中で、その付近は少しは気合を入れてやらないとですよ、せつかく阿久根市で採用して、阿久根市が給料を払ってやってるのに、それが何も貢献も出来ないでいるというの、やっぱり自分たちの立場からいったら、ちゃんとしなさいと思うわけですよ。その付近は総務課長、大変ですが、気合いを入れてやらせてみてください。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課退室、企画調整課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、企画調整課所管の事項について、審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

それでは、議案第1号中、企画調整課の所管する事項について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。第3表は債務負担行為の補正であり、当課所管分は、下から2行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から次ページ9ページ上から2行目の乗合タクシー運行事業までの4事業であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

33ページをお開きください。第2款総務費1項8目企画費の補正額につきましては、1億2372万5000円の増額となっておりますが、その主な内容につきましては、合同会社トラストバンク阿久根に対する追加出資及びその関連の経費となっておりますので、まずその点を御説明申し上げます。

市では、令和3年9月に株式会社トラストバンク及び合同会社トラストバンク阿久根と締結した包括連携協定に基づき、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業を進めていますが、脱炭素化、防災力の向上及び地域内経済循環の実現という目的を達成していくため、事業の実施主体である合同会社トラストバンク阿久根に対して、追加での出資を検討しておりました。その追加出資の財源を得るため、個別具体のプロジェクトに対して、広く個人から寄附を募るガバメントクラウドファンディングという手法を用いて、令和4年12月20日から令和5年1月19日まで本プロジェクトに対して寄附金を募集したところ、1億3000万円の寄附をいただいたところであります。

こうした動きを踏まえ、11節役務費の手数料につきましては、寄附金を募るためのガバメントクラウドファンディングに係るホームページの掲載及び決済に係る手数料を増額したものであります。

また、34ページの23節投資及び出資金につきましては、合同会社トラストバンク阿久根に対する出資金であります。出資金額については、地元企業の出資状況や周囲の寄附金額等も勘案しながら、株式会社トラストバンクと調整を進めた結果、合同会社トラストバンク阿久根の本プロジェクトに係る出資の想定額2億1200万円のうち、本市の持分を50%1億600万円とすることとし、既に出資している1,000万円との差額の9,600万円を追加出資分として計上したものであります。

24節積立金につきましては、ガバメントクラウドファンディングで集まった寄附金1億3000万円から合同会社トラストバンク阿久根に対する出資金9,600万円を差し引いた額について、今後の再生可能エネルギーの導入促進に活用するため、地域振興基金に積み立てるものであります。

以上が合同会社トラストバンク阿久根に対する追加出資及びその関連経費に係る説明であります。

32ページにお戻りください。その他の企画費の補正として、1節報酬、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、今年度から活用予定していた移住定住促進等に係る地域おこし協力隊員1名について、任用に至らなかったことから減額しようとするものであります。

33ページの7節報償費から13節使用料及び賃借料にかけて、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により台湾台南市善化区との青少年交流事業等が中止になったほか、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業、華の50歳組関連行事についても一部実施を見合せたことに伴い関連経費の減額を行ったほか、地域おこし協力隊の関連経費等について、事業の実績により減額を行ったものであります。

また、34ページにかけてとなりますが、18節負担金、補助及び交付金についても、事業の実績見込みによる減額が主なものとなっております。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の地域少子化対策重点推進交付金の補正額9万8000円の減額は、事業の実績により減額しようとするものであります。

次に27ページをお開きください。第17款1項1目一般寄附金の補正額1億3000万円の増額は、先ほど歳出の箇所で御説明申し上げた地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に係るガバメントクラウドファンディングで寄せられた寄附金を阿久根応援寄附金として計上するものであります。

第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金の補正額55万円の減額と10目地域振興基金繰入金の補正額3146万7000円の減額は、それぞれ充当事業の実績等により減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

27ページの17款1項1目1節一般寄附金1億3000万円ということで、先ほど課長からガバメントクラウドファンディングで集められたというような説明を聞きましたが、具体的にどういうふうなガバメントクラウドファンディングなんでしょうか。

福島企画調整課長

今回のガバメントクラウドファンディングにつきましては、ポータルサイトふるさとチョイスを活用しまして実施したものでございます。ガバメントクラウドファンディングは、本会議で説明したとおりでございますが、自治体が抱える問題解決のために、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した寄附を募る仕組みということでございます。

今回、その募集したプロジェクトというのが、先ほど申し上げました、現在取り組んでいる地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業。こちらの実現に向けて、合同会社トラストバンク阿久根に対する出資を行うということについてプロジェクトとして寄附金を募集し、今回1億3000万円の寄附をいただいたというところでございます。

竹之内和満委員

こういうガバメントクラウドファンディングをすることは全く知らなかったんですが、期間を聞いたら、ひと月でもう集めたという、すごい短い期間で集めたなというふうに思うんですが、1億3000万円集めて、合同会社トラストバンク阿久根に9,600万円出資をして、残りはどうなるでしょうか。

福島企画調整課長

残りにつきましては3,400万円ということになります。そちらにつきましては、先ほど御説明を申し上げましたが、今後の再生可能エネルギーの導入促進に活用するため、地域振興基金に積み立てるというところがございます。こちらのガバメントクラウドファンディングを行う際に、目標金額というものを設定するんですが、それ以上に集まった場合につきましては、再生可能エネルギーの導入促進に活用していきますというふうな形で示しておりましたので、それにのっとった形で地域振興基金に積み立てた上で、来年度以降の再生可能エネルギー導入促進に関する事業に充当していこうということでもあります。

竹之内和満委員

説明は理解しました。

ガバメントクラウドファンディング、阿久根市において、今までほかにやったことがあるんでしょうか。

福島企画調整課長

今までは特に実績はなく、今回が初めてというところがございます。

竹之内和満委員

寺島宗則邸でクラウドファンディングしたあれば、ガバメントクラウドファンディングではなかったんですか。

福島企画調整課長

あちらは企業版ふるさと納税ということで、プロジェクトに対して寄附を募るという形は同じですが、あちらは企業をターゲットとして寄附を募集するというものでございまして、今回のガバメントクラウドファンディングは、あくまで個人に対して寄附を募集したというものでございます。

仮屋園一徳委員

32ページ、地域おこし協力隊の206万円の減額です。これは、どういうふうな理由で発生するんですか。事業実績と言われても、ちょっと理解しにくいんですが。

福島企画調整課長

当初、令和4年度につきましては、市内企業の人材確保、それから若者の起業支援、この支援に従事する隊員を2名。それから移住定住支援、空き家バンク制度運営に従事する隊員1名、合計の3名を募集しようというふうに考えておりました。ただ、実際に今年度につきましては、先ほど申し上げました人材確保、若者の起業支援に従事する2名の募集採用にとどまったというところがございます。したがって、1名分の募集、報酬活動負担金、職員手当等々の経費について減額しようとするものであります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔企画調整課退室、市民環境課入室〕

牟田学委員長

次に議案第1号中、市民環境課所管の事項について、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第1号中、市民環境課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、第3表債務負担行為の追加について御説明いたします。

10ページをお開きください。当課所管分については、最終行、戸籍総合システム機器保守委託料が令和5年度から5年間。また、11ページをお開きいただき、最初の行、マイナンバーカード等券面印刷システム保守委託料が令和5年度から4年間。この2件に関しましては、長期継続契約を締結し、執行しようとするものであります。

次に、13ページをお開きください。上から6行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料、一つ飛んで、資源ごみ再商品化業務委託料から12行目の家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託料までの計6件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、第4表地方債補正となりますが、20ページをお開きください。変更分として、上から2行目と3行目になります。いずれも限度額を変更しようとするものですが、小型合併処理浄化槽設置事業は事業費の見込みによるもの。また、葬斎場長寿命化改修事業は事業費の確定に伴うものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

41ページをお開きください。4款衛生費1項4目環境衛生費の18節負担金、補助及び交付金の減額及び7目葬祭場管理費の12節委託料の減額は、先ほど地方債補正で御説明いたしました事業費の見込みと確定によるものであります。

同じく2項2目塵芥処理費の8節旅費から12節委託料の減額についても事業費確定によるものであります。17節備品購入費の車両90万円の減額につきましては、海岸漂着物対策推進事業で軽ワゴン車を購入予定でありましたが、コロナ渦からの回復過程における世界的な半導体不足による新車の納車遅延を要因とした中古車ニーズの高まりにより、設定した仕様において入札が成立しなかったことから、今年度の購入を見送ったことによるものであります。42ページをお開きください。同費目の18節負担金、補助及び交付金の減額は、事業費確定によるものであります。

次に歳入について御説明いたします。

26ページにお戻りください。15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の減額は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費の実績に伴う補助率4分の1である県補助金の見込額及び海岸漂着物等地域対策推進事業費の実績に伴うものであります。

29ページをお開きください。21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債1,230万円の増額の内訳ですが、小型合併処理浄化槽設置事業債について、当該事業の市負担分である補助裏全てに過疎対策事業債が充当可能となったことに伴い、同意予定の範囲内で起債することとした1,280万円から葬祭場長寿命化改修事業債は事業費の確定に伴う過疎対策事業債50万円の減額分を差し引いたものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田洋一委員

41ページ、4款1項4目18節の小型合併浄化槽設置整備事業、これは1,500万円からの減

は事業費確定ということで説明いただきましたけれども、計画が何件であってどうだったか、その実績等がお分かりであれば教えてもらっていいですか。

牧尾市民環境課長

当初予算では150基を計上しておりました。2月9日現在の補助金申請は120基でありました。これに新たな補助金申請を約10基程度想定した138基分を暫定的な確定値として設定し、残額を今回減額としたものであります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔市民環境課退室、福祉課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第10号中、福祉課所管の事項について、審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

佐潟福祉課長

議案第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

補正予算書の5ページをお開きください。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

福祉課所管分は、第3款民生費2項児童福祉費の保育環境改善事業であります。これは保育所等の送迎バスの安全装置改修に係る補助金であり、安全装置の設置時期が遅れるため繰越するものです。

次に、補正予算書の11ページをお開きください。債務負担行為について御説明いたします。福祉課所管分は、下から3行目、障がい福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料から地域活動支援センター事業委託料までの3件と、次のページの8行目の子育て短期支援事業委託料から13ページの上から2行目の被保護者健康管理支援事業オプションサービス使用料までの11件であり、このうち新規事業は、11ページの下から2行目の基幹相談支援センター事業委託料であります。これは出水地区を単位とした障がいのある方に係る地域生活支援拠点等の整備における中核機関として、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて地域の実情に応じた居住支援のための機能を創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ることを目的とした運営業務にかかる委託料であります。その他の事業は、前年度と同様の内容で事業を実施していくものであります。

次に、歳出予算について説明します。

補正予算書の37ページをお開きください。第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費の補正のうち18節負担金、補助及び交付金は、福祉・介護職員等の処遇改善加算の創設に伴うシステム改修費の増額と北薩広域行政事務組合で行っている介護認定審査会の負担金の減額であり、これはコロナ感染症の影響で合同での審査会が減ったことを受けて、委員への報酬が減額となったため減額しようとするものです。次のページになりますが、22節償還金、利子及び交付金の補正は、令和3年度の自立支援給付費と医療費に係る国庫負担金の精算返納金であります。

次に39ページになりますが、2項1目児童福祉総務費の補正のうち19節扶助費の減額は、ひとり親家庭の保護者が就職に有利な知識・技術を習得し安定した生活が得られるよう、資格取得の講座の受講料や就業期間中の生活費への給付金を支給する自立支援教育訓練給付事業が不要となった給付金を減額し、また、保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する児童入所施設措置費について、対象となっていた家庭が12月で自立したことによる事業費の不用額をそれぞれ減額するものです。22節償還金、利子及び交付金の補正は、令和3年度に給付した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金の精算返納金であります。

3目保育所費の補正は、みなみ保育園の看護師と給食調理員に係る保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う処遇改善分であります。

4目児童館費の補正は、放課後児童クラブの指導員等の処遇改善事業の実施に伴う不用額を減額し、40ページになりますが、あわせて放課後児童クラブの補助金に関する精算返納金と令和3年度の子ども・子育て支援交付金事業の実績に基づく精算返納金であります。

5目保育施設運営費の補正のうち18節負担金、補助及び交付金の減額は、市内の保育所及び認定子ども園で従事している保育士等の処遇を9月分まで改善する臨時特例事業費の実績に応じ不用額を減額するものであり、22節償還金、利子及び交付金の補正は、令和3年度の保育施設運営費の実績に基づき交付された国庫負担金の精算返納金であります。

次に、3項1目生活保護総務費の補正は、令和3年度分と令和4年度分に係る扶助費等の国庫負担金の精算返納金であります。

次に、歳入になりますが、25ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金の減額は、歳出で御説明しました母子生活支援施設の入所分を減額したことによる2分の1分を減額するものであります。

2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金では、福祉・介護職員等のベースアップ等支援加算創設に伴うシステム改修費用分であります。

26ページになりますが、2節児童福祉費補助金の減額は、ひとり親の方々の自立支援教育訓練給付事業を減額したことによる補助金の減額と、児童クラブの指導員や保育所及び認定こども園の保育士等の処遇改善費用を減額したことによる補助金の減額であります。

28ページを御覧ください。第20款5項4目雑入の2節団体支出金の減額は、児童発達支援センターこじかに係る国保連合会からの給付費であり、コロナ感染症の影響で親子教室等が開催されず療育へと繋がる児童数が減少し、こじかにおけるサービス提供が減少したことによる給付費の減額であります。

以上で、福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田洋一委員

39ページ、3款2項1目19節扶助費、先ほど課長から自立支援教育訓練給付事業で、ひとり親家庭の方に対する、就職されるときに必要な技術か何かを取得されるための給付事業というようなあれでしたけれども、ひとり親の方、母子家庭であったり父子家庭であったりあると思うんですが、具体的に教えていただければ。

佐潟福祉課長

ひとり親家庭の方々が就職するのに有利な知識、技術を習得して、安定した生活が得られるよう、職業訓練校とかそういったところ、レベルの資格取得の講座の受講料、それから就業期間中の生活費への給付金等が主な内容でございます。

濱田洋一委員

年齢制限ですとか、例えば。こういった給付事業に対するそういう要綱等はどういう状況でしょうか。

佐潟福祉課長

詳しい実施要綱等を手元に持ってきてないんですけども、ひとり親家庭と言われるということは、児童が成人するまでの家庭ということだと思いますので、年齢制限としては子供さんが成人するときまでの支援になろうかと思っています。

濱田洋一委員

それでは、給付をいただくその親の方々は、子供さんが成人するまでということであれば、年齢の上限は問わないというようなことでよろしいですかね。例えば、高齢で出産されてとなれば、子供さんが成人するまでかなり年齢があると思うんですが、その要件幅というか、その年齢的なことというのは具体的にはないと、子供の成人に達するまでということの理解でよろしいですか。

平田児童福祉係長

受給資格が児童扶養手当を受給されている方と同等の資格を持つ方が対象となりますので、子供さんが18歳、障がいを持ってらる方であれば20歳まで児童扶養手当の受給資格がありますので、そのような方たちが対象となります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際暫時休憩します。

〔福祉課退室〕

(休憩 午前10時56分～午前11時6分)

〔企画調整入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

企画調整課長から発言の訂正の申出がありました。

これを許可いたします。

福島企画調整課長

先ほどの竹之内委員との質疑の中で、ガバメントクラウドファンディングの実績についての質問がありましたが、その際、過去にはなく今回が初めてですという答弁を申し上げたところですが、過去、平成30年度に寺島宗則旧家保存活用プロジェクトの関係で2万円の実績

がございました。その点、私のほうでその認識がなかったので、今回訂正させていただきます。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

寺島宗則邸の2万円を言われましたけど、寺島宗則邸に来てる企業の寄附金は幾らなんですか、合計。2万円ではないと思っているんだけど。企業も個人も含めてでいいですよ。

福島企画調整課長

寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに関する企業の寄附という御質問だったと思うんですが、企業版ふるさと納税の寄附のこれまでの実績につきましては、1,420万円というところでございます。

山田勝委員

私のほうに認識不足がありました。個人の分がございませうかね。企業版だけではなくて個人のの。

福島企画調整課長

これまでの全ての寄附金、企業それから個人も含めた寄附金の中で寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに充てた分につきましては、合計として4602万8958円というのが実績でございます。

〔企画調整課退室、健康増進課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第1号について、健康増進課分について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の13ページを御覧ください。債務負担行為につきましては、13ページの3行目から5行目の在宅当番医制事業委託料から歯周病検診業務委託料と、7行目保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計4件の業務に対し、期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、37ページを御覧ください。歳出予算から御説明いたします。

第3款民生費1項1目社会福祉費1節社会福祉総務費の27節繰出金の補正は、事業勘定における国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰入金の確定による減額と施設勘定の繰越金の確定による減額によるものであります。

38ページを御覧ください。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金の減額補正は、県後期高齢者広域連合負担金の確定等によるものであり、次の39ページ、27節繰出金の減額補正は、保険基盤安定負担金の確定見込みによるものであります。

次に、40ページから41ページにかけての第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の増額補正は、職員の給与改定に係る人件費と母子保健事業の事業確定に伴う精算返納金であり、次の3目予防費の増額補正は、疾病対策予防事業の事業費確定に伴う国庫補助金の精算返納金であります。

6目保健センター管理費の10節需用費の増額補正は、電気料金の不足を見込んだものであ

ります。

次に、25ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金の増額は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。

26ページを御覧ください。15款県支出金1項2目民生費負担金1節社会福祉費負担金の減額及び5節国民健康保険医療助成費負担金の増額は、いずれも保険基盤安定負担金の確定に伴う補正であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○ 議案第2号 令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第2号を議題といたします。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第2号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の18ページを御覧ください。債務負担行為につきましては、事業勘定の間人ドック助成事業1件と直営診療施設勘定の大川診療所医療廃棄物処理業務委託料から19ページにかけての大川診療所診療業務委託料まで7件の業務に対し、期間及び限度額を設定したものです。

次に、10ページを御覧ください。事業勘定の歳出予算から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正は、職員の給与改定に係る人件費の増額によるものであります。

第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の補正は、一般被保険者に係る療養給付費が不足する見込みであることから増額するものです。

第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金の交付金償還金は、保険給付費に係る償還金、9目特定健康診査等負担金償還金は、特定健康診査等に係る精算返納金、10目その他償還金は、令和3年度以前の保険給付費に係る療養給付費等負担金等の精算返納金をそれぞれ増額するものであります。

次に、9ページ、歳入予算を御覧ください。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金の補正は、歳出の療養給付費の補正に係る普通交付金の増額であります。

第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正の主なものは、7節その他一般会計繰入金の減額であり、次の第8節繰越金の補正額から歳出の諸支出を差し引いた残額分について減額したものであります。

次に、14ページを御覧ください。直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。

第4款基金積立金の補正は、繰越金の2分の1の額を積み立てるため増額したものであり

ます。

次に、13ページ、歳入予算を御覧ください。

第6款繰入金3項1目一般会計繰入金の補正は、繰越金の2分の1の額を基金へ積み立てた残額分を減額するものであり、第7款繰越金の補正は、繰越金の確定により補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

参考までにお尋ねします。私は、今、9ページの繰越金を見てるんです。さて、国民健康保険基金の基金は幾らあるの。

猿楽健康増進課長

現在、国民健康保険に係る基金というのはございません。

令和2年度に廃止いたしました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第2号について審査を一時中止いたします。

〔健康増進課退室、介護長寿課入室〕

○ 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

牟田学委員長

次に、議案第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

議案第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の12ページをお開きください。

当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、1行目、後期高齢者人間ドック助成事業から、7行目、成年後見制度中核機関事業委託料までの7件であります。このうち3行目の食の自立支援事業委託料については、当該事業を継続して安定的に実施するため、令和5年度から令和7年度までの委託料について限度額を定めようとするものであります。また、7行目の成年後見制度中核機関事業委託料は、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない方々の擁護と支援を行う成年後見制度の活用を促進するため、当該制度の普及啓発や相談支援等に取り組む中核機関としての事業を委託するものであります。ただいま説明しました2件以外は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、38ページをお開きください。歳出予算から主なものについて御説明いたします。

第3款民生費1項3目老人福祉費の減額補正について、7節報償費、18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費においては、説明欄に記載の事業の本年度の支給実績に基づき、不用となる見込額を減額するものであります。27節繰出金は、介護保険特別会計の補正に応じた

繰入金であり、事業勘定においては、北薩広域行政事務組合負担金の確定に伴う事務費繰入金の減額が主なものであり、介護サービス事業勘定においては、繰越金の確定等に伴い全額を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

25ページをお開きください。第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金のうち高齢者成年後見制度利用支援事業の補正は、高齢者成年後見制度中核機関事業に対する国の補助金であり、補助率は2分の1となっております。

29ページに入り、第21款市債1項2目民生債の補正は、食の自立支援事業に係る一般財源から市債への組替えによる増額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

債務負担行為の中の成年後見制度という説明されましたよね。具体的にどういう仕組みなんでしょうか。

山元介護長寿課長

この成年後見制度につきましては、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利を尊重擁護し、これらの方々が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するものでございます。具体的に、この成年後見制度につきましては、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方々が経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、成年後見人などの支援者の方がその方の財産の管理や医療介護等の手続などの行為を支援する制度でございます。この制度は、大きく分けて、本人の判断能力が不十分な方に対する法定後見制度と将来の判断能力が衰えたときに備える任意後見制度があるものでございます。

山田勝委員

それは分かるよ。具体的に、例えば阿久根市に今何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、必要である、必要でないっていうのは、誰が決めるんですか。

山元介護長寿課長

この成年後見制度については、必要とされる当事者の方が家庭裁判所に申し出て、この制度が適用されるかどうかというのを家庭裁判所で判断されるものなんですけれども、本人が判断能力が十分でない、支援者もいないという方については、場合によっては市長のほうで申立を行って、家庭裁判所でこの方に成年後見制度を適用するかどうかという判断していただくケースもございます。本市の場合、本年度は、この市長申立てを行った方が1人いらっしゃるところでございます。

山田勝委員

非常に、今、そういう方が、独居老人で、1人でいらっしゃる中で、そういう方が出てくる可能性があるんですよ。私もそういうのに、ちょっと出くわしたもので。私は近くに子供がいるからいいけど。そういう場合に、ちゃんと言って教えておかないと、私たちは相談を受ける立場にあるので聞くんですけど。そういうときには、あなた方に相談すればいいんですか。例えば、子供に電話を、身内だったり近所だったりすれば子供に連絡しますよね。

子供が何とかしてくださいという連絡を受けた後は、あなた方に連絡すれば、あなた方は対応していただけるんですか。

山元介護長寿課長

今、山田委員がおっしゃられましたように、この成年後見制度を利用する際にどこに相談したらいいかということが、市民の皆さんの中でも、そういうことを考えられるときの窓口として、今回この債務負担行為で上げさせていただいております中核機関事業というのを設けているところでございます。

この中核機関の役割としては、成年後見制度に関する広報ですとか啓発、あるいはこの成年後見制度に対する相談ですとか、利用の支援に関すること、こういったことも行っているところでございまして、現在、この業務については阿久根社会福祉協議会に委託をして、そこを窓口として実施しているところでございます。

山田勝委員

社協を窓口にしてている。現状をどれぐらい把握してらっしゃるのか。社協を、あんたたちは窓口にしてるから、もうよかよじゃなくてですよ、阿久根市の責任ですからね。

どれぐらいの方が認知症であるのか、認知症の方は認知症じゃないと言われるからね。だから、参考までに、阿久根市で今そういう認定を受けている人は何人ぐらいいるの。

山元介護長寿課長

阿久根市で、令和4年12月現在で認定を受けてらっしゃる方が1,740名という状況でございます。

〔発言する者あり〕

認知症とかいうことではなくて、要介護、要支援の認定を受けていらっしゃる方が1,740名ということでございます。

山田勝委員

いや裁判所にね、成年後見人と裁判所に書類を出して認定を受けた人が1,704人いるというわけですか。

山元介護長寿課長

今申しあげました数字は、阿久根市内で要支援1から要介護5までの介護の認定を受けていらっしゃる方の数でございまして、このうち何名の方がこの成年後見制度で、相談していらっしゃるかというのは把握してないところでございます。

〔山田勝委員「分からんていうのはおかしい」と呼ぶ〕

そこについては、担当係長から御説明いたします。

宇都高齢者支援係長

家庭裁判所の提供になるんですけど、阿久根市の方で成年後見制度を利用されてる方は17名いらっしゃいます。

山田勝委員

先ほど、介護認定を受けてる数を私は聞いた覚えはないよ。この1,740人は要支援から介護5までの方をひっくるめてですか。

山元介護長寿課長

それらを含めて、先ほど申しあげました人数でございまして。

山田勝委員

それなら、その17名の方は、認知症の方、あるいは介護度の高くてもう身動きができない

方もひっくるめて17名ということですね。

宇都高齢者支援係長

この成年後見制度が、市長申立の場合は市を通して申立をするんですけど、通常、この申立というのが、4親等以内の親族であったり配偶者の方が直接、裁判所に申立をされるので、その詳しい、認知症であるのか、精神障害があるのか、身体のほうであるのかというのは、詳しくは分からないところです。

山田勝委員

詳しくは分からないけど、現在17人いるということですね。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、介護長寿課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○ 議案第4号 令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

牟田学委員長

次に、議案第4号を議題とします。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

議案第4号について御説明いたします。

補正予算書の36ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、事業勘定において8件、37ページに入り、介護サービス事業勘定において1件を追加しようとするものであります。このうち36ページ、6行目の食の自立支援事業委託料については、当該事業を継続して安定的に実施するため、令和5年度から令和7年度までの委託料について限度額を定めようとするものであり、そのほかについては、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

それでは、事業勘定の歳出予算から主な事項について御説明いたします。

補正予算書の44ページを御覧ください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正は、人事院勧告に準じた職員給与等の改定に伴う増額調整が主なものであります。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正は、介護老人保健施設や介護医療院等の利用の増加に伴う5目施設介護サービス給付費の増額が主なものであります。

45ページに入り、2項介護予防サービス等諸費の補正は、要支援認定者の通所リハビリテーションをはじめとしたサービス利用者の増加に伴う1目介護予防サービス給付費の増額や、46ページに入り、要支援認定者のケアプラン作成件数の増加に伴う、7目介護予防サービス計画給付費の増額が主なものであります。

4項高額介護サービス等費の補正は、居宅介護サービスや施設介護サービスの利用が増えたことに伴い、自己負担の上限額を超えた利用者が増加したため増額するものであります。

47ページに入り、次に、第5款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費の補正は、要支援認定者等を対象とする総合事業における通所型サービスの利用の増加に伴い増額するものであります。

48ページに入り、第6款基金積立金の補正は、前年度の繰越余剰金から各事業費への充当分を差し引いて見込まれる余剰額を介護保険基金に積み立てるものであります。

第8款諸支出金1項2目償還金の補正は、過年度分の介護給付費等に係る国や県の負担金等の確定に伴う精算返納金が主なものであります。

49ページに入り、3項1目他会計繰出金の補正は、同じく市負担分の精算に係る繰出金であります。

次に、41ページ、歳入予算を御覧ください。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、42ページに入り、第5款県支出金においては、歳出の第2款介護保険給付費及び第5款地域支援事業費の補正に伴うそれぞれの負担率による補正が主なものであります。

第7款繰入金においては、1項1目介護給付費繰入金から、43ページに入り、3目地域支援事業繰入金までは、歳出の補正に伴うそれぞれの負担率による補正であり、4目その他一般会計繰入金は、北薩広域行政事務組合負担金の確定に伴う減額が主なものであります。

2項1目介護保険基金繰入金の補正は、第8款繰越金の確定等に伴い、介護保険基金からの繰入金が不用となることから全額を減額するものであります。

次に、53ページを御覧ください。介護サービス事業勘定の歳出予算について御説明いたします。

第1款総務費の補正は、会計年度任用職員の通勤手当相当分の費用弁償や職員研修時の旅費の不用額を減額するものであります。

次に、52ページ、歳入予算を御覧ください。

第3款繰入金の補正は、第4款繰越金の確定等に伴う増額補正や歳出総額の減額補正により一般会計からの繰入金が不用となることから、全額を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

36ページの債務負担行為の中で、「食」の自立支援事業委託料ということで、3年間で4,215万円の限度額があるんですけどね。これは老人給食だと思うんだけど、1日に幾ら老人給食を作って配達してるんですか。

山元介護長寿課長

現在、1日に170食程度を見込んでいるところでございます。

山田勝委員

1日に大体170人の方に届けているということですか。

山元介護長寿課長

昼食と夕食でございますので、中には昼も夜も頼んでらっしゃる方もいらっしゃいますので、今申し上げたのは食数でございます。

山田勝委員

食数ということは、そんなにたくさんはいないよね、あんまり。ないような気がするんですよ。仮に半分だとしても、80人ぐらいのものじゃないですか。80人ぐらいの方がそれに困ってるということですよ。それは今、どこどこに委託してるの。

山元介護長寿課長

現在は、鹿児島いずみ共同食品さんの1者に委託をしているところです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第4号について、審査を一時中止いたします。

〔介護長寿課退室、農政課入室〕

○ 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

牟田学委員長

次に、議案第1号を議題とし、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

それでは、議案第1号中、農政課所管分の主なものについて御説明いたします。

まず、繰越明許費補正の当課所管分につきましては、5ページの6款農林水産業費1項農業費になりますが、農業機械等導入に係る産地づくり対策事業ほか3事業について、事業進捗に伴い、繰り越しして対応しようとするものです。

次に、債務負担行為補正の当課所管分につきましては、13ページ1番下の行にある折多排水機場管理業務委託料から、次の14ページ、上から4行目の折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託料までの5件であり、令和5年度当初からの事業開始のため債務負担行為により対応するものです。

次に、地方債補正の当課所管分につきましては、20ページ上から4行目の県営農地整備事業から高松ダム緊急浚渫事業までの計4件であり、いずれも本年度事業費の確定により起債額を変更しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをお開きください。ページ下に記載の6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、18節負担金、補助及び交付金の各事業費確定及び確定見込みに伴う減額になります。そのうち、説明欄にあります農業・農村活性化推進施設等整備事業につきましては、農業機械等導入のための県と市の補助事業であり、事業費確定に伴い減額するものですが、採択された事業につきましては、2次採択で採択時期が遅かったため、年度内の事務処理が間に合わず、次年度に繰り越して処理することとします。その下の活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、火山灰から農作物を守るための洗浄機導入に係る補助事業であり、事業費確定に伴い減額するものですが、こちらについても、導入予定していた3組合のうち1組合につきましては、販売店からの年度内の納品が間に合わず、その分を次年度に繰り越して処理することとします。

次に、4目畜産業費20節貸付金につきましては、肥育用和牛の導入資金の元金を市からJA鹿児島いずみに貸し付け、JA鹿児島いずみが導入を希望する畜産農家に資金として貸し付ける事業ですが、近年は農家への貸付実績がなく、今後もこの貸付金事業を実施する見込みもないことから、事業が廃止となり減額するものです。

次に、5目農地費のうち18節負担金、補助及び交付金につきましては、主なものとして県営農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金の増額、多面的機能交付金事業の減額などの合計であり、それぞれの事業費確定に伴うものです。

次に、44ページになりますが、7目ダム管理費のうち12節委託金につきましては、説明欄の高松ダム流竹木撤去処分業務であり、今年度は県が事業主体である県営農地等防災事業により撤去していただき、本市による撤去処分の必要がなかったため減額するものです。

次に、56ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費につきましては、事業費確定に伴い減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページをお開きください。12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金につきましては、説明欄の各事業に係る受益者からの負担金が確定したことに伴い減額するものです。

次に、26ページをお開きください。15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農政課所管分につきましては、説明欄にある9事業であり、それぞれの事業費確定に伴い、そのほとんどを減額するものです。

次に、28ページをお開きください。20款諸収入3項2目農林水産業費貸付金元利収入1節農業費貸付金元利収入につきましては、肥育用和牛導入のための貸付金の戻入れとその利子の合計になりますが、歳出でも説明いたしましたように、JAに貸付けしなかったことから戻入れも発生せず、予定であった予算を不用額として減額するものです。

次に、30ページの21款市債1項10目農林水産業債1節農業債につきましては、事業費確定及び財源組替に伴い、市債の増額を行うものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

43ページの素畜導入資金について。素畜導入資金がもう廃目になるわけだが、原因は何だと思ふ。

園田農政課長

各種要因はあると考えるところですが、JAが定める連帯保証人の確保が困難である、あるいは、畜産農家の廃業が多くございまして申込み者が減少したことなど要因であると考えるところです。

山田勝委員

今このお金を借りそうな農家はないんだよね。ないけど、大型の農家は多いんですよね。大型の農家が出てきました。その大型の農家は、役所からお金を借りなくても、農協がどっからやるとか、あるいは国の制度を利用するとか、農林中金もやるとかいろいろやっていると思うんですよね。だからそういう意味では、もう早くやめてよかったと思いますよ。だから、そのお金は、また違った形でやっていかないかん。これはもう、農政課長が言うような問題じゃなく、もっと大きな段階の問題だと思いますから、それはそれでいいですよ。

それともう一つ、43ページの農地費の中に、ほとんどマイナス、マイナスだという中で、負担金の県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（協本中央地区）とあるんですが、これは具体的にどんな仕事で、いつまでかかるの。

園田農政課長

こちらにつきましては、協本中央水路地区かんがい施設と申しまして、昭和61年度から平

成12年度に県営ほ場整備事業（脇本中央水路地区）により造成されたものでございますが、これがかなり老朽化ということで、県営事業で改修等を行おうとする事業でございます。

山田勝委員

それなら、今やってる事業ですよ。今、配水事業をやってると思うんだが、県が。その負担金なんですか。

園田農政課長

そのとおりです。

山田勝委員

いつまでかかるの。

園田農政課長

この事業については、今年度は事業費600万円。こちらでポンプの更新工事を行おうとしておりますが、弁の動作の不具合により用水をするところの腐食が激しいということで、なかなか思うように進捗がいない状況でございます。これを追加しまして。

〔山田勝委員「下澤補佐が手を上げたんだから、補佐に説明させて」と呼ぶ〕

下澤課長補佐兼農村振興係長

脇本中央水路地区の事業につきましてはポンプの更新を。2号ポンプとって墓地の下に深井戸のポンプがあるんですけど、それを更新しようとして、事業費が不足するため、今回の補正予算をお願いして、更新して、次の作付に間に合うように繰り越して計画はしておりますが、次の作付に間に合わなくても、営農に支障のないように設置しようというふうに県からは伺ってます。

山田勝委員

私も認識不足でして。宇都山地区にいつてるポンプですか。

下澤課長補佐兼農村振興係長

宇都山地区に上げるのは送水ポンプでして。送水ポンプの更新も次回予定するんですけど、今回予定するのは、送水ポンプの横に2号水源というのがありまして、ちょうど墓地の下のほうになるんですけど、田の神の横に2号ポンプ水源というのがありまして、その深井戸用の地下からくみ上げるポンプの更新をしようとするものです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔農政課退室、農業委員会事務局入室〕

牟田学委員長

次に議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。
農業委員会事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

それでは、議案第1号中、農業委員会所管分について御説明いたします。
農業委員会につきましては、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の42ページをお願いします。6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬並びに農地利用活動とその成果に対して支払われる交付金になりますが、事業費確定に伴い減額するものです。

次に、44ページをお願いいたします。8目農業者年金事務費、次の12目農地利用対策事業費の各費用につきましても、事業費確定見込みに伴い減額するものです。

次に歳入について御説明いたします。

26ページをお開きください。15款県支出金2項5目1節農業費補助金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄の下から2行目の農地利用最適化交付金事業費確定に伴い、増額するものです。

最後に、28ページになりますが、20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入につきましては、農業者年金事務の受託に係る経費を県から受け入れるものですが、事業費確定に伴い減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

午前中の審査を中止し、休憩いたします。

〔農業委員会事務局退室〕

(休憩 午後12時1分～午後1時)

〔水産林務課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に議案第1号中、水産林務課所管の事項について、審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

大石水産林務課長

議案第1号中、水産林務課の所管する事項について説明いたします。

まず、第3表債務負担行為の補正について説明します。

当課所管分は、一般会計補正予算書の14ページ5行目、山村開発センター管理業務委託料から同ページ下から3行目、栽培漁業センター電気設備保安業務委託料までの7件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、第4表地方債の補正について説明します。

当課所管分は、20ページの下から4行目林業施設整備事業とその下の治山事業の2件であ

り、林業施設整備事業については、事業費の確定見込みにより限度額を変更するものです。また、治山事業については、県が実施する事業の負担金に充当することとしていましたが、市債の申請時期に事業の実施が不確実であったことから申請を見送ったことにより減額するものです。

次に、歳出について説明します。

44から45ページを御覧ください。第6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の補正について説明します。7節報償費は、有害鳥獣捕獲対策に係る謝金であり、イノシシ、鹿、アナグマの捕獲数が当初の見込みより上回ることで予想されることから、実績見込みにより増額するものです。特に鹿については、1月末における捕獲実績が1,045頭となっており、当初の捕獲計画数858頭に対し、500頭以上の捕獲数の増加を見込んでいます。14節工事請負費は、実績により減額するものです。18節負担金、補助及び交付金の県営県単治山事業は、県が実施する八郷地区の治山事業の負担金であり、崩壊面の拡大により事業費の増加が見込まれることから、負担金を増額するものです。ジビエ活用食肉処理事業について、この事業を活用するためには国産ジビエ認証制度に基づき、認証を受けていることを条件としています。補助金の交付を申請した団体が所有する施設は12月22日付けで認証施設となりましたが、事業の対象期間が短くなったことから実績見込みにより減額するものです。また、その他の補助事業についても、実績見込みにより減額するものです。

次に、3項水産業費2目水産業振興費の補正の主なものは、18節負担金、補助及び交付金であり、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小して開催されたあくね新鮮おさかな祭り補助金と漁業後継者就業支援交付金を実績見込みにより減額するものです。

次に、5目栽培漁業センター費10節需用費は、電気料が不足することから増額するものです。

以上で歳出についての説明を終わり、次に歳入について説明します。

予算書の29ページを御覧ください。第21款市債1項5目農林水産業債のうち当課所管分は、2節林業債であり、林業施設整備事業債は脇本中央林道改修と白木川橋防護柵改修の事業完了に伴う減額です。また、治山事業債は県が実施する八郷地区の治山事業の負担金に充当することとしていましたが、市債の申請時期に治山事業の実施が不確実であり、申請を見送ったことから減額するものです。

以上で水産林務課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

14ページ、栽培漁業センターの電気代となっているけど、あればどうなっているの。もう阿久根市はしなくなるんじゃないんですか。まだやっているんですか。どういう進捗状況ですか。

早水水産林務課長補佐兼水産係長

まず、電気料の増額補正についてでございます。御存じのとおり昨年6月をもって種苗生産事業を終了したところございまして、令和4年の当初予算におきましても、6月までの分で7月以降は下がるという見込みで予算措置をしたところございまして、電気料金の契約と申しますか、産業用の契約種別ということで特殊な状況ございまして、結果的に申

し上げますと、契約の種別的に6月で清算事業が終わったわけですが、ただ、7月以降もその契約単価はすぐには下がらないというものでして、実際使用した電気料につきましては当然下がっておりますが、数字で申し上げますと、6月までは30万円を超える電気料でございましたが、7月から10万円以内に収まってはいるんですが、いかんせん適用単価がまだ高いままということで、九電に問い合わせてみますと、1年間は直近12か月で1番高いときの金額で契約をするということになっておりまして。ですので、本年7月以降は単価が下がっていきませんが、それまではまだ単価的には高いという状況でございます。

山田勝委員

6月時点で終わるつもりだけど、どうしても電気を全部切れない事情があるんですか。

大石水産林務課長

機械警備業務が入っておりますので、電気はすぐに切れないというものと、あと様々な機会が一部動いております。そのための電気料がこれまでもかかっております。令和5年度も同じように、一部の機械には通電しますので、同じように一部電気料がかかることとなります。

山田勝委員

それでは、民間業者との譲渡及び売買についての話はどうなっているんですか。

大石水産林務課長

今、複数の事業者から申出がございまして、見学等の対応はしているところですが、具体的にいつ譲渡というような話は、現在のところまだ進んでおりません。

山田勝委員

数社から連絡がきているということは、どこかに絞って商談をやってるってことはないんですね、まだ。

大石水産林務課長

はい。現在のところ、特定の事業者とは、まだ具体的な話を進めていないところです。

山田勝委員

もう1か所。44ページ。ジビエの利用についてお話を。先ほど、12月から認証が取れたのでということなんですが、今回、幾らか減額してるんですけど、幾らぐらいは処理できそうですか。

大石水産林務課長

12月26日付で補助金交付申請が出されておりました、1月4日付の補助金交付決定通知を相手方にお渡ししたところです。ですから、事業期間として1月、2月、3月の3か月間ということになります。

山田勝委員

3か月間ということなんだけど、利用状況、操業している状況というのは把握していらっしやらないんですか。例えば何匹ぐらいやっているとかというようなことは。

大石水産林務課長

1月については実績をいただいております。月ごとの実績がまとまって、報告を受けておりますので。ですけれども、あまり多くはないという印象を受けております。

川上洋一委員

45ページの漁業後継者就業支援交付金の75万円減。これは申込みがあったんですかね。

大石水産林務課長

実際のところ、まだ申請書はいただいておりますが、この事業を活用したいという申出がございまして、現在、話は進めているところです。

今年度中に交付金を交付できるように、現在、事務作業を進めているところです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

議案第1号中、商工観光課所管分について御説明いたします。

初めに、第2表繰越明許費補正であります。当課所管分は、5ページの第7款商工費、阿久根大島公園常用発電機取替事業及び6ページの第11款災害復旧費、単独商工施設災害復旧事業として実施する阿久根大島公園トイレ浄化槽制御盤取替修繕の2件であります。いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻の影響により、部品や資材等の調達に遅延が生じているため、年度内の事業完了が困難なことから、当該事業を翌年度へ繰り越して行おうとするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正であります。当課所管分は、14ページの下から2行目、道の駅あくねWi-Fiスポットアクセスポイント保守料から次の15ページの下から2行目の寺島宗則記念館トイレ清掃業務委託料までの14件であり、新年度当初から事業を実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の46ページをお開きください。当課所管の第7款商工費につきましては、事業執行残や昨年度同様に新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、事業執行ができなかった予算について減額しようとするものなどであり、その主なものについて御説明いたします。

まず、第7款商工費1項2目商工振興費の8節旅費、10節需用費及び13節使用料及び賃借料は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種イベント、催事等が中止になったため減額しようとするものであります。12節委託料は、産官学金連携業務として、平成27年度から実施している鹿児島相互信用金庫との地域活性化共同事業が、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業実施できなかったことにより減額しようとするものであります。14節工事請負費及び15節公有財産購入費は、道の駅あくね観光物産館の改修工事の執行残と空調機購入による執行残を減額しようとするものであります。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の7件の事業実績による執行残を減額しようとするものであります。

次に、47ページ、3目観光費の1節報酬から4節共済費は、令和4年度採用予定の地域おこし協力隊1名分の人件費であり、今年度中の採用に至らなかったことから減額しようとするものであります。8節旅費から13節使用料及び賃借料は、2目商工振興費と同様に新型コ

コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント等が中止になったことによる不用額と今年度採用に至らなかった地域おこし協力隊1名分の住宅の借り上げに係る手数料、賃借料等を減額しようとするものであります。14節工事請負費は、寺島宗則記念館外構工事の執行残を減額しようとするものであります。18節負担金、補助及び交付金は、地域おこし協力隊1名分の活動負担金の不用額と阿久根大島渡船事業者への渡船費及び燃料費補助の執行残を減額しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

27ページをお開きください。第15款県支出金2項6目商工費県補助金は、さきの第4回市議会定例会の補正第7号で議決いただいた市町村が実施するプレミアム商品券の発行等を支援するための県補助金であり、昨年12月に実施した額面5,000円のプレミアム付商品券の追加販売分に対する補助金の増額分であります。

第17款寄附金1項7目商工費寄附金は、寺島宗則旧家保存活用事業に係る企業版ふるさと納税分を減額しようとするものであります。

次に、29ページになりますが、第21款市債1項6目商工債は、阿久根大島公園常用発電機取替工事の契約額に伴う減額分と寺島宗則記念館外構工事の事業実績に基づく減額分であります。

最後に30ページになりますが、10目災害復旧費8節商工施設災害復旧債は、さきの第4回市議会定例会の補正第7号にて議決いただいた阿久根大島公園トイレ浄化槽制御盤取替修繕に係る費用について、市債を活用して実施しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

15ページ、債務負担行為の寺島宗則記念館管理運営業務委託料について、関連してお尋ねしたいんですが、寺島宗則記念館に、まだ仏壇があったり、真ん中の部屋には前所有者の品物がたくさん入っているという話を聞くんですが、あなた方は引き渡すときの条件というのは、どういう条件付けてるの。

尾塚商工観光課長

ただいまお尋ねの件につきましては、令和元年度末に、寺島旧家を市に譲渡する条件として、松木さんと市のほうで、仏壇等をそのまま残してほしいというような覚書を交わしております。そのいきさつというのは私も確実なところは分かりませんが、そういう覚書が交わしてあるということで、現在のところまだそのままになっているところです。

牟田学委員長

休憩します。

(休憩 午後1時21分～午後1時22分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

山田勝委員

私は、寺島会員なんだけれど、近頃、寺島会にあまり行きたくないんだよな、本当の話が。何でかというのは、あまりにも勝手に何でもやり過ぎる、勝手に。

特に、槇之浦東地区では非常に批判が多いんだよな。それと、脇本地区全体でも、私は寺島宗則の日本における偉業は知ってますよ。ところが、脇本全体の中では「寺島が何をしてくれたか」とみんな言われるんだから。「何をしてくれたっけ、何もしてくれない。なぜ、そんな所に1億円も金を打たないといけないんだよ」というような声が非常に多いです。それでも私は、寺島宗則の偉業とそれに関係のあることで、今まで自分で説明したり守ってきたけどね。やっぱり聞いてみたら「仏壇もあって、気持ち悪い」とか、それで関係者は「中の1部屋は使うこともできない」とか。だから、阿久根市が購入して。あそこは、本当はあの人はやりたくなかったんですよ。でも、もう朽ち果てるのでどうにもできないから、阿久根市に「どうかしてください」と来たんですよ。結果、阿久根市がやるとしたら、ただでしてくれるくらい思って、家を造ってくれるくらい思って、非常にあれだったけど。あなたの持ち物に公金はかけられませんと。あなたは寄附してくれるか、売ってくれない限りできないですよということで最終的には納得して、阿久根市が高値で買うことになったんですよ。だから、そういうことも考えて、公私の区別はちゃんとしないと。私たちは言いたくないんですよ、こんなこと言いたくないんだけど。でも、市民から税金を預かってやっている側としては、あなた方は言えないから、私たちはどんなに恨まれてもいいですよ、ちゃんと筋道を立ててやらないと、もういろんなことを言うんだから。そういう時に、金をかけてもっとよくやって、また、誰も来るよ、何も来るよと言うけど、現実にはなかなかざわざわしている。

だから、これはやっぱり、今年はまだ早急に公私を区別をしないと。議会でもめめますよと言っていいですよ。こんな話はないですよ、品が悪い。

だから、このままにしてくださいとあなた方が言ったのか、向こうが言ったのかの問題ですよ。阿久根市が、仏壇はそのままにしておいてくださいって、何でそんな話をしないといけないのですか。だから、そんな声があるから私は言うんですよ。それはもう課長、大変なことかもしれません。でも、私が凄くやかましく言ったと言っていいですよ。そうしないと、特にあの地区の方々、脇本の人、私が言うように、寺島宗則は何もしてくれないのになって、それだけの話。だから、日本という国の中では、日本の近代化に役にたったことは分かっています。そういうことで、私は50年前からいろいろ言ったけど、一つもですね、朽ち果てるまで耳を傾けなかった方々なんです。だから今回、朽ち果てるから何とかしてくださいと言ってきて始まったことなんですよ。

だから、その付近は、よくあなた方も気持ちの中ではめて、事をしていかないと阿久根市が困るだけです。市民の税金でしてるんだということを理解してもらわないと困りますよね。

尾塚商工観光課長

山田委員のおっしゃることは十分理解するところですので、先ほども申し上げたとおり、現状のままというのもどうかのかなと思っているところですので、今後また、いろいろと協議の場を設けていきたいと考えております。

川上洋一委員

私も今の、同じ15ページの件なんですけど、私が最初議員になったとき、女性の課長だったんですけど、その方に、この寺島宗則館の予算を組んであったんですよ。100何十万円だか150万円くらいだったかな確か。そのときに、私は覚えてるんです。これは誰が管理する

んですか、委託と書いてあるけど委託というのは誰かに任せるといことですかと言ったら、その当時の課長が、いえ、我々が朝晩行って、鍵を開けてしますと。開けて締めに入りますというふうな回答されたんですよ、この場で。だけど委託となっているけどねと思って、自分なりに調べたんですけど。そこはそこで、先輩方議員の人から、あんまりそこをつつかないでくれないかと。あなたが来る前の話だったから、そこはもうつつかないでいてくれないかということだったから、それは置いてたんですけど。だから、これに対して、先の委員がおっしゃったように、ちょっと私物化っぽいところが結構あるなあというのが、私は地元、地域に住んでいて、朝晩6回は、毎日通るんですよ、あっちにいる時は。だけど、ほとんどそういう感じを受けるなと思ってはいたんですけど、そこら辺をもうちょっとやっぱり所管も踏み込んで、聞くだけじゃなくて、やっぱりたまにはひょこっと行ってみたりしてみてください。そうしないと見えません。報告だけもらってても、人間は報告するときはきれいなことを言いますから。すいませんがお願いします。

牟田学委員長

いいですか要望で。

〔川上洋一委員「はい」と呼ぶ〕

山田勝委員

15ページの同じく、寺島宗則記念館管理運営業務委託料と清掃業務委託料とあるんですよ。私たちみたいな下級な家庭が思うのには、管理運営委託をしてもらえば掃除までするのが当たり前だと思うんだけど、何でこれはトイレ清掃委託料なんですか。浄化槽の管理料ですか、これは。浄化槽の管理なら分かるよ。

尾塚商工観光課長

現在、寺島記念館の管理運営業務委託とトイレ清掃業務委託は別にしてしているところですが、もともと業務委託をした時点では、トイレがまだ出来ていなかったということで、委託料の中にそこまで含まず、トイレ清掃業務というのは、現在、公共施設の、こういう庁舎もそうですが、トイレ清掃業務というのは障害者施設の業者に優先して業務を委託しているということがあるもんですから、このトイレ清掃については分けて委託をしているところです。

通常の清掃業務に変わりはないんですが、現状としては管理委託業務とトイレ清掃業務は別にしてしているということです。御理解いただきたいと思います。

山田勝委員

私は、浄化槽の管理委託料についての予算なら、それは認めますよ。ところが、あそこに隣接してる、その時になかったから、契約事項とは別だからということで、それは昔はそんなことがあったよ、阿久根小学校で。エレベーターがついて、学校給食の人たちが何メーターか食缶を持っていくだけで、契約外ですからまた新たに25万円予算を付けてと。そんなばかなことを言って議会が猛反対しまして、それはなくなりましたけどね。これは、一般市民が考えれば、浄化槽の管理委託料なら分かりますよ。でも、トイレの掃除は別というのは、そんなのは通らないと私は思う。そんなことをやっていたら銭はどれだけあっても足りない。人の銭だからそうするのじゃないか。市民から預かっている金なんだよ、これ。しかも、毎日毎日掃除をしまわの中で、見回ってトイレの掃除をするだけの話じゃないですか。そんな甘い顔しちゃ駄目ですよ、課長。財政再建だって、市民には我慢しろ我慢しろと言っておいて。僕はこれは認められない。

尾塚商工観光課長

先ほど説明したとおり、現在、市の公共施設のトイレ清掃等については、先ほど申し上げたとおり、主に障がい者団体等を優先して委託しているということです。ただ、寺島宗則邸につきましては、同一敷地内にありますので、そこも含めて、今後また財政サイドとも協議をしていきたいと考えております。

山田勝委員

それは私も分かりますよ。それは、ここにも毎日障がいの関係者の方が来ていらっしゃる。それは優先せないかんですよ。でもそこまで、彼らのために新たな事業をつくってやるということはないですよ。それなりのいろんな制度があるんですから、福祉の制度が。だから私は、それにはもう賛成できません。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

(商工観光課退室、都市建設課入室)

牟田学委員長

次に、議案第1号中、都市建設課所管の事項について、審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第1号中、都市建設課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページをお開きください。第2表は繰越明許費の補正であり、令和4年度末までに事業が完了しない可能性のある第8款2項道路橋梁費の交通安全対策事業から6項住宅費の危険住宅移転促進事業までの7事業を追加するとともに、7ページの第8款2項市道改良事業の繰越予定額を変更し、それぞれ翌年度に繰り越して実施することができるようにするものであります。

続きまして、15ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は、15ページ1番下の市町村等土木積算基準データ使用料から、次のページの4行目の番所公園Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。第4表地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は、21ページ1行目の市道改修事業から6行目の公営住宅改修事業までの6件であります。いずれも本年度事業費の確定により起債額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する主な事項について、歳出から御説明いたします。

予算書の48ページをお開きください。第8款土木費2項2目道路維持費の減額について、12節委託料及び17節備品購入費は、説明欄記載の事業の入札残であり、21節補償、補填及び賠償金は、当初電柱移設を計画しておりましたが、九電及びNTTと協議の結果、移転の必要がなくなったものであります。

続きまして、49ページになります。3目道路新設改良の増額は、18節負担金、補助及び交付金であり、地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線鳩之浦工区の事業費が確定したことによるものであります。

続きまして、4目橋梁維持費21節補償、補填及び賠償金の減額は、当初、田島橋に架かる光ケーブルの移転補償を計画しておりましたが、N T Tと協議の結果、移転の必要がなくなつたものであります。

3項河川費4目砂防費18節負担金、補助及び交付金の減額は、県営急傾斜地崩壊対策事業（尻無地区）の事業費が確定したことによるものであります。

続きまして、4項港湾費2目港湾建設費の補正の主なものは、18節負担金、補助及び交付金の減額であり、黒之浜港改修事業の事業費が確定したことによるものであります。

続きまして50ページになります。5項都市計画費3目公園費について、14節工事請負費の減額は、番所丘公園スケートボード場に係る工事請負費であり、実績見込みによる執行残であります。また、24節積立金の増額は、サンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金に全額積み立てるものであります。これにより令和4年度末の積立金の総額は5億円を見込んでおります。

続きまして、6項住宅費1目住宅管理費の補正の主なものは、14節工事請負費及び18節負担金、補助及び交付金の減額であり、説明欄記載の事業の実績見込みによる執行残であります。

続きまして、3目危険住宅移転促進費の減額は、18節負担金、補助及び交付金であり、がけ地近接等危険住宅移転事業における事業費の確定によるものであります。

次に歳入について御説明いたします。

26ページをお願いします。第14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金6節住宅費補助金の減額は、市営住宅改修やがけ地近接等危険住宅移転事業等における事業費の確定によるものであります。

続きまして28ページになります。20款5項4目雑入20節雑入のうち都市建設課所管分は、上から7行目のスポーツ振興くじ助成金であり、番所丘公園スケートボード場に係る助成金が確定したことによる減額であります。

続きまして29ページをお願いします。第21款市債1項7目土木債1節道路橋梁債から5節住宅債の減額は、事業費確定等に伴う市債の減額であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく御願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔都市建設課退室、総務課消防係入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中総務課消防係所管の事項について、審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、議案第1号中、総務課消防係の所管する事項について説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。

補正予算書の51ページをお開きください。第9款消防費1項1目日常備消防費18節負担金、補助及び交付金の補正は、阿久根地区消防組合における令和3年度の決算剰余金の確定や高規格救急自動車等の購入に係る国庫補助金の計上、歳出予算における各事業の不用見込額の減額などに伴い、消防組合の負担金を減額するものであります。

次に、2目非常備消防費の補正は、17節備品購入費の減額が主なものであり、電源立地地域対策補助金事業を活用した普通消防積載車更新配備事業や過疎対策事業を活用した小型動力ポンプの更新事業、コミュニティー助成事業を活用した安全帽の整備事業などの不用見込額を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

28ページをお開きください。第20款諸収入5項4目20節雑入、上から5行目になりますが、地域防災組織育成事業助成金の減額は、安全帽整備事業実績による減額になります。

29ページになります。第21款市債1項8目1節消防債の補正は、消防署の高規格救急自動車の購入実績及び小型動力ポンプの購入実績による減額になります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

消防参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課消防係退室、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

石澤教育総務課長

議案第1号、阿久根市一般会計補正予算第9号について、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管分について御説明いたします。

補正予算書の16ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正の追加であります。

対象といたしまして、上から5番目のICT支援業務委託から、17ページ上から7番目の阿久根中学校生徒通学支援事業、そして18ページになりますが、上から11番目、学校給食センター燃料用A重油購入費から学校給食センター廃棄物収集業務委託までの計19件であります。それぞれ令和5年度当初から業務を実施するため追加しようとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

補正予算書の51ページから52ページにかけてでございます。10款教育費1項2目事務局費の17万円の減額は、7節報償費のスクールソーシャルワーカー謝金の確定による減額が主なものでございます。

次に、4目教育指導費の109万6000円の減額は、外国青年招致事業であり、現在のALTを来年度も継続して雇用することとなったことから、帰国に関する費用が不用となったため減額するものでございます。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費の不用額779万6000円は、各節の事業費確定による不用額でございます。

2目教育振興費の不用額184万7000円は、県費によるスクール・サポート・スタッフが雇われたことから、関係費用を減額するものでございます。

続きまして、53ページになります。3項中学校費1目学校管理費の不用額は、各節の事業費確定による減額でございます。

56ページをお願いいたします。6項保健体育費4目学校給食センター運営費の250万4000円の減額の主なものは、17節備品購入費であり、給食配送用車両に係る入札残でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。14節国庫支出金2項9目教育費国庫補助金2節小学校費補助金の23万7000円の増額は、折多小学校トイレ改修工事に係る国庫補助金が確定したことによる増額であります。

29ページから30ページにかけて、21款市債1項9目教育債2節小学校債、3節中学校債、5節保健体育債の給食センター施設等整備事業債は、各事業の事業費が確定したことによる減額でございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

分からないので課長にお尋ねしたいのですが、56ページの学校給食センター運営費の中の備品購入費253万1000円、配送車の入札減ということだったんですが、大体幾らで、200何万円という入札減というのは信じられないので、お尋ねしたいんですが。台数、何台だったとか。

中川学校給食センター管理係長

給食の配送車につきましては、令和4年度、1台購入しております。1台分の見積りをいたしまして、給食配送車1台分で執行残が253万1000円ということになっております。

山田勝委員

それはここに書いてあるから分かるんだけど、予算は幾らだったんですか。

石澤学校給食センター所長

当初予算見積りを取りましたとき、812万4000円ということになっております。

山田勝委員

1台ですよね、1台で。

石澤学校給食センター所長

そのとおりでございます。

山田勝委員

812万円だったのを253万円まけてもらったというのは、すごい実力があると思いますけどね。公金を大事にしてくれてありがたかったけど、私みたいなのが考えれば、凄いどうすればこんなに安くなるんだろうかと思っただけです。石澤課長、立派でした。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

議案第1号中、生涯学習課の所管する事項について説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費の補正であり、このうち当課所管分は、6ページの1行目10款5項社会教育費の脇本地区公民館浄化槽基盤修繕事業でございます。脇本地区公民館浄化槽基盤修繕につきましては、昨年10月に浄化槽の故障が発覚し、12月に市内事業者と契約を締結し事業を実施してきたところですが、昨今の半導体不足の影響により部品の調達が遅れ、交換が必要な制御盤の製造に時間を要し、年度内に事業が終了しないことから、次年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページをお願いいたします。第3表は債務負担行為補正であります。

このうち当課所管分は、10ページの下から4行目、市民交流センター日常清掃業務委託料から、2行下の市民交流センターガス空調設備保守点検業務委託料までの3件、17ページに移りまして、下から6行目、生涯学習課複合機借上料から、18ページの上から5行目青年の家管理業務委託料までの11件、合計14件であります。

このうち、18ページの上から2行目、郷土誌販売業務委託料につきましては、新たに追加したのですが、内容はこれまでと同じ業務を引き続き行うもので、年度当初から事業の実施が必要なことから、令和4年度中に契約等を行おうと債務負担行為を設定しようとするものであり、そのほか13件につきましては、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正は、実績及び入札等による執行残の減額と、燃料費等の高騰による電気、ガス代の不足による増額補正が主なものであります。

それでは、まず、34ページをお願いいたします。

第2款1項19目市民交流施設管理費10節需用費につきましては、市民交流センターの電気料金及び冷暖房空調に要するガス代等の燃料費であり、電気料金及びガス料金の高騰により不足が生じることから補正するものであります。減額については、1節報酬、3節職員手当等については自主文化事業等推進員2名のうち1名分に係る不用分であります。

次に、54ページをお開きください。10款教育費5項1目社会教育総務費、2目公民館費、4目青年の家管理費は、いずれも実績等による執行残の減額であり、2目公民館費及び4目青年の家管理費の需用費につきましても、電気料金の不足に伴い補正するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

26ページにお戻りください。14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金5節社会教育費補助金は、自主文化事業のファツィオリの響きを楽しむコンサートが文化芸術振興費補助金と

して採択されたことに伴い予算措置したものであります。

以上で生涯学習課所管に係る説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時～午後2時19分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

大田スポーツ推進課長

議案第1号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明します。

初めに、債務負担行為の補正について説明します。

補正予算書の18ページをお開きください。当課所管分は、中ほどにありますスポーツ推進課複合機借上料から、4行下の総合体育館Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件であり、いずれも前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、地方債の補正について説明します。

21ページをお開きください。当課所管分は、1番下の陸上競技場走路改修事業と、次の22ページの1番上、バスケットボール用ゴール更新事業の2件であり、いずれも事業費の確定により市債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算について説明します。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったもの及び事業費の確定による減額のみとなっております。

初めに歳出の主なものについて説明いたします。

55ページをお開きください。第10款教育費6項1目保健体育総務費の18節負担金、補助及び交付金の減額は、説明欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止となった事業への補助金などであります。

次に、2目体育施設費の減額は、12節委託料から17節備品購入費までの各説明欄に記載の事業に係る執行残であります。

56ページをお開きください。次に、3目海洋センター管理費の7節報償費は、チャレンジアップスイミングを期間途中で中止としたことによる講師謝金の減額であり、13節使用料及び賃借料も同様に、海の子カーニバルを中止としたことから救助艇などの借上料の減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

28ページにお戻りください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうち2行目の地域海洋セン

ター水泳教室参加料は、チャレンジアップスイミングを期間途中で中止したことによる減額であります。

次に、30ページをお開きください。第21款市債1項9目5節保健体育債のうち当課所管分は、陸上競技場走路改修事業債とバスケットボール用ゴール更新事業債であり、いずれも事業費の確定による減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

55ページの体育施設費、備品購入費、バスケットボール用ゴールほかとありますが、226万8000円っていうのは、私に言わせれば大金なんだよな。どうしてこんなにたくさん残るわけ。いくらするわけよ、見積りは。

大田スポーツ推進課長

予算書にはバスケットボール用ゴールほかと書いてありますが、備品購入につきましては、今回3件ございまして、一番減額幅が大きかったのは、ここに書いてあるとおりバスケットボール用のゴールであります。当初予算では1067万9000円を計上しておりまして、入札の結果が863万5000円となっております。

山田勝委員

予算よりも安くするんだからいいことなんだけどね。例えば、どういう方々が、何者参加されて入札されるんですか。

大田スポーツ推進課長

今回の入札につきましては8者です。

〔発言する者あり〕

川上洋一委員

今の件でお尋ねしますが、このバスケットゴールを更新して、古いやつはどうするんですかね。

大田スポーツ推進課長

今回の更新に当たりまして、古い、既存の分の処分も込みで契約しております。

川上洋一委員

これも結局、スクラップとして出すわけですかね、処分代として。それ1個、港にももらえないかなと思って。港広いから、1個あれば。中学生とか来て、結構遊んでるんですよ。自分たちで持ってきて遊ぶもんだから、小さいのを。あればなあ、古いやつでもと思って言ってみましたが、できないようでしたら諦めます。

大田スポーツ推進課長

お尋ねの件ですけれども、古いバスケットゴールは、実際に競技に合わなかったということで、これも処分せざるを得なかったという実情であります。

川上洋一委員

練習用だから、子供たちがみんなでわあわあやって、よくアメリカなんかありますよね。高校生みたいな子供たちが広場でどンドンやって遊んで、コミュニケーションをとりながらやるっていうので、うちの子なんか結構やったりして、高校生が来たり、中学生と一緒に

遊んだりしてやっているもので、できたらどうかなと思って言ってみました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第10号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔スポーツ推進課退室、財政課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第1号中、財政課所管の事項について、審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小中財政課長

議案第1号中、財政課の所管に関する事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。

予算書の32ページを御覧ください。第2款総務費1項7目財産管理費の補正額は、24節積立金の財政調整基金への積立てによるものであります。この財政調整基金への積立ては、地方財政法第7条の規定に基づき、令和3年度一般会計決算剰余金、いわゆる実質収支の2分の1に当たる3億6714万2000円を積み立てるものであります。

次に、57ページを御覧ください。第12款公債費1項1目元金の補正額は、市債償還金のうち、利率が高く交付税措置がない地方債の借入れ分、5事業の元金を繰り上げて償還するもので、今後の公債費の抑制を図るものであります。また、2目利子は、実績見込みによる減額であります。

次に、25ページにお戻りください。歳入について説明いたします。

第9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金の補正は、本年度の地方特例交付金が977万5000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。

次に、第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正は、本年度の普通交付税が38億5409万5000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。前年度と比較しますと7,576万円の減額となったところであります。

次に、27ページを御覧ください。第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、前回の補正第8号までに5億5900万円余りを財政調整基金から繰り入れることとしていたところですが、今回の補正による一般財源の剰余金を活用することにより、減額し繰り戻すものであります。

4目市有施設整備基金繰入金の補正は、充当している事業の事業費確定見込みにより減額し、繰り戻すものであります。

次に、28ページを御覧ください。第19款繰越金1項1目繰越金の補正は、令和3年度の一般会計決算による剰余金が7億3428万3000円で確定したことから、予算計上済額との差額を増額するものであります。

次に、30ページを御覧ください。第21款市債1項15目臨時財政対策債は、普通交付税の交付額の決定に伴い、臨時財政対策債発行可能額が8013万4000円に決定したことから、当初予算計上額1億1000万円との差額2986万6000円（訂正あり）を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

財政課長、あなたは財政側が非常に長いからお尋ねしたいんですが、阿久根の財政は健全財政だとよく言われるんだけど、健全財政の中で、非常にゆっくりあるのか、厳しいのか、どちらですか。

小中財政課長

お答えする前に、先ほどの説明で若干数値を間違っておりましたので修正させていただきます。

先ほどの第21款市債の当初予算計上済額1億1000万円との差額2986万8000円と申しましたけれども、2986万6000円の間違いでしたので訂正させていただきます。

先ほどの阿久根市の財政についてのことですが、健全財政法に基づく比率というか、それについては、例えば実質収支比率、そういうのはプラスで、あと将来負担比率等もかなりいい数値でありますので、財政課の中では、今の財政状況は健全だと考えております。

ただ、やはり阿久根市の財政については、自主財源がおおむね3割程度ということで、自主財源比率はかなり低い状況です。国庫補助金あるいは地方交付税だよりの財政の計上になっておりますので、今の状況としては基金もかなり上積みされてきてますけれども、これを一旦崩していきますと、かなり財政状況としては苦しくなると考えておりますので、今の健全な財政の中にあっても、やはりちょっと緩めると大変苦しくなる状況ではないのかなと考えているところです。

山田勝委員

私は、例えば、今回、地方交付税を2億5400万円計上されましたよね。現実には地方交付税、これはもう前からあるわけですから、現実の問題としてですね。そして、地方交付税を今回2億5000万円補正されました。

今度は、牛之浜の道の駅にも、1億幾ら、今年で5億円になるということで、非常に積立金をたくさん積める。そういう中で、私は当然、例えば道路の補修とか、道路の維持改良とか、そのほかやらないかんこともやらないで、そちらのほうに積み立てるために、あるいは財政をよくするためにしてるのかなあというふうに見受けられるわけよ。今回、普通交付税もたくさんあるのに、もうちょっと建設、市民サービスにも回してよかったかなと思うわけでこういう話をするんですが。

しかし、それは別にあなたの責任でもないし、構わないんですが、ただ、私は今日、商工観光課の予算の中で、寺島宗則記念館の管理委託料とトイレ清掃委託料というのと2つあることに関して違和感を覚えましたよ。あの小さな敷地内の中で、トイレを造ってくれ造ってくれということで、かなりいいトイレを造りました。私は、管理料の中でトイレの掃除くらいしていいと思いますよ。浄化槽の管理費だったら僕はいいですよって言いますよ。でも、管理料は管理料でやって、トイレの掃除の委託料はまた別にやって、どういうふうになるのと思うんです。それはやっぱり裕福だから簡単に予算をつけられるの。

小中財政課長

必ずしも財政は裕福ということではありませんので、それで予算をつけたというわけでは

ございません。この委託料につきましては、所管のほうからトイレと分けて予算要求があったところで、当然我々も一緒にできないのかという協議もしてまいりました。

その中で、どうしてもやっぱりその管理をされているところが、今、母屋の管理運営を中心にやっていて、それ以外の手が回らないというところで、トイレが新たに追加された部分も出てきましたので、そこまではなかなか手が回らないということも一つにありました。それと、見積書をとっていただいたんですけれども、管理運営の部分の見積り額と、それからトイレの部分の見積り額、一緒にしたときの額、それから別々にしたときの額ですけども、それが今のこの予算書と同程度ですね、もしトイレをすればその分が上乘せされるような管理運営費になるということもありました。

そういうのを含めて、最終的にトイレ等の清掃の簡易な作業、こういった分については障害者雇用とか、高齢者雇用とかそういうことを考慮して委託している部分もありますので、委託料全体からすると、そう大した差がなかったということも含めて、要求どおり2つに分けて予算措置をしたという経緯でございます。

山田勝委員

先ほども相当話しましたよ。でも、あなた方は市民の財産を預かってるんだっていうのは、市有施設もだけれども、例えばあなた方が使う税金も市民から預かってるんだから、市民が納得する使い方はしないと。例えば、トイレを造って、1日にそんなにかからないトイレの掃除をね、別に私たちはトイレの清掃代はもらってないからしませんよと言うような管理者に管理させる必要はないですよ。だから、市民の見方で、市民目線で予算をつけないと。金があるからポイポイということでは、それはいけないと思う。

これは、まだまだ議論を徹底してやっていかないと魂がいらんと思っているからやっていますけど、あそこの施設をちゃんと清掃したりいろいろしたりしてくれておりますよ。それは当たり前の話で。たまたまトイレがないから造ってくださいというお願いをされてですよ、関係者から、トイレを造りました。私たちはその掃除は引き受けていませんで、そんな話はないと思う。

だからやっぱりシビアな面はシビアにもうちよつとしないとね、私はいけないと思いますよ。だから私はこの予算には反対です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔財政課退室〕

牟田学委員長

以上で、所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について、皆さんの御意見を伺います。

山田勝委員

現地調査の前に再質疑をさせてください。

牟田学委員長

ほかの御意見はありませんか、現地調査について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査は行わないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

ここで皆様に、再度質疑が必要であるか、御意見を伺います。

山田勝委員

商工観光課の質疑をもう一遍させてください。

牟田学委員長

どういう内容でしょうか。

山田勝委員

内容は、寺島邸の覚書を提出してもらいたい。

牟田学委員長

それでは、商工観光課の覚書の資料請求ということによろしいですか。

ほかの委員の方は、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分かりました。そのように資料請求しますので、ここで暫時休憩します。

(休憩 午後2時44分～午後2時55分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど資料請求をした分について、決裁もあり、今日は時間的に難しいということですので、予算委員会は明日10時から行って、その後、総務文教委員会はその後やりますけど、産業厚生委員会はどうされます。

〔発言する者あり〕

どっちにしても明日は委員会があるから。

〔発言する者あり〕

それでは、資料請求は遅れるということですので、これで予算委員会を散会いたします。

(散会 午後2時56分)

予算委員会委員長 牟 田 学